

白岡市長等の給料の額の特例に関する条例の概要

1 条例制定の理由

令和7年5月6日に発生した白岡市役所庁舎火災に対する責任を鑑み、市長及び副市長の給料を減額するため、この条例を制定するものである。

2 条例の概要

令和7年10月1日から同月31日までの間において市長及び副市長の給料月額を減額する。

職	給料月額 (減額前)	減額の割合	給料月額 (減額後)	月額減額分
市 長	843,000円	100分の30	590,100円	252,900円
副 市 長	714,000円	100分の20	571,200円	142,800円

3 施行期日等

- (1) 条例の施行期日は、令和7年10月1日とする。
- (2) 条例の有効期限は、令和7年10月31日とする。